

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議の開催について

平成25年9月27日
閣議口頭了解
平成29年12月5日
一部改正
令和2年11月10日
一部改正
令和5年12月8日
一部改正

1. 官民ファンドの活用推進を図るとの観点から、官民ファンドの運営状況の検証を政府一体となり関係行政機関が連携して行うため、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣官房長官が主宰する。
4. 会議の下に、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、内閣総理大臣が指名した官職にある者とする。
5. 会議及び幹事会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。